



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

山梨労働局発表
令和7年1月31日

【照会先】

山梨労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 村松 千里

外国人雇用対策担当官 佐野 敏

(電話) 055-225-2858 (内線 461・466)

山梨県内の「外国人雇用状況」について (令和6年10月末時点)

～外国人労働者数は 12,462 人。過去最高を更新。～

厚生労働省山梨労働局(局長 高西 盛登)では、外国人雇用状況の届出制度に基づき、令和6年10月末時点の山梨県内の外国人労働者を雇用している事業所数及び外国人労働者数を集計しましたので公表します。

【概要】

① 外国人労働者を雇用している事業所数は 2,092 か所 (前年比 10.1%増)

② 外国人労働者数は 12,462 人 (同 11.0%増)

③ 国籍別の状況として、外国人労働者数が多い上位3か国

・ベトナム 3,624 人 (全体の 29.1%)

・ブラジル 1,643 人 (同 13.2%)

・中国(※) 1,608 人 (同 12.9%) (※香港、マカオを含む)

④ 在留資格別の状況として、外国人労働者数が多い上位3資格

・身分に基づく在留資格 4,615 人 (全体の 37.0%)

・専門的・技術的分野の在留資格 3,624 人 (同 29.1%)

・技能実習 2,877 人 (同 23.1%)

なお、平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は 1,336 人

⑤ 産業別の状況は、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに、「製造業」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の 25.8%、外国人労働者全体の 36.2%

⑥ 事業所規模別の状況は、「30人未満の事業所」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の 62.6%、外国人労働者全体の 36.9%

山梨県内の外国人雇用状況について(令和6年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけています。

今回公表した数値は、令和6年10月末時点の山梨県内の届出状況を集計したものです。

*労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法（外国人雇用状況の届出等）第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

II 届出状況の概要

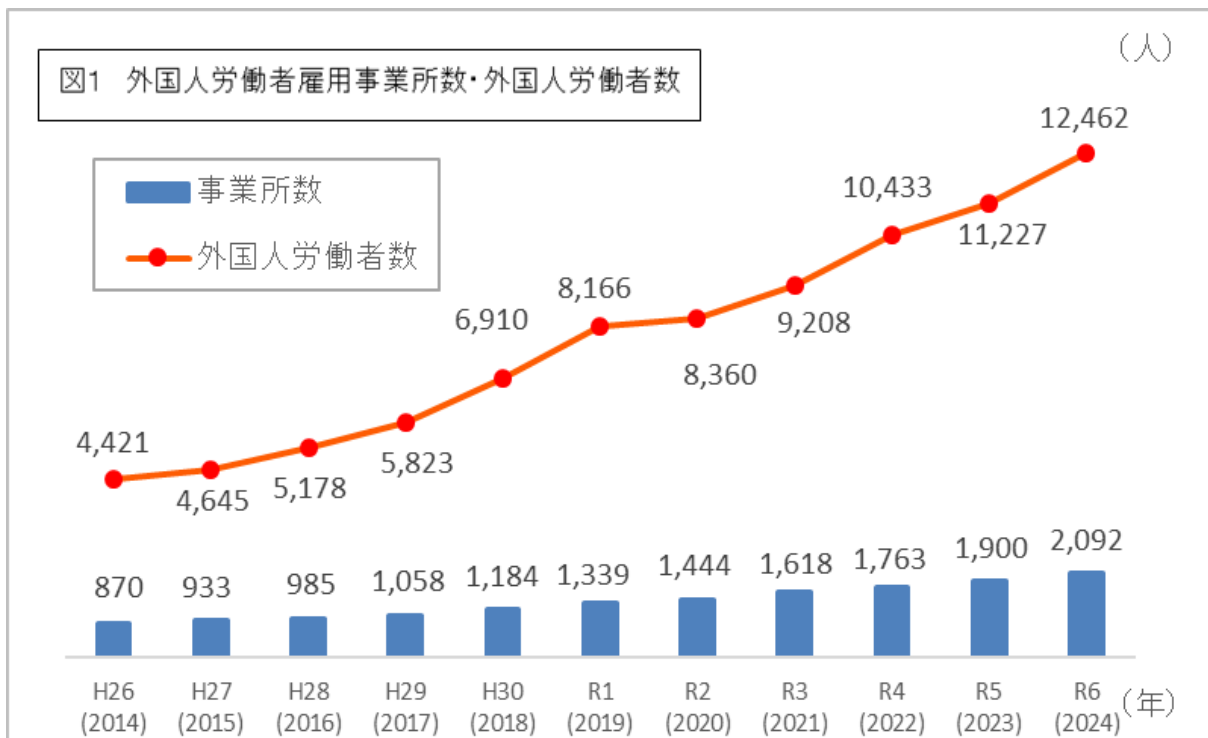
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 令和6年10月末時点、外国人労働者を雇用している事業所数は2,092か所であり、外国人労働者数は12,462人であった。【図1】

これを令和5年10月末時点と比較すると、事業所数は192か所、10.1%増加し、外国人労働者数は1,235人、11.0%増加した。【参考表 参考-1】

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は126か所(事業所全体の6.0%)、当該事業所で就労する外国人労働者は2,559人(外国人労働者数全体の20.5%)。

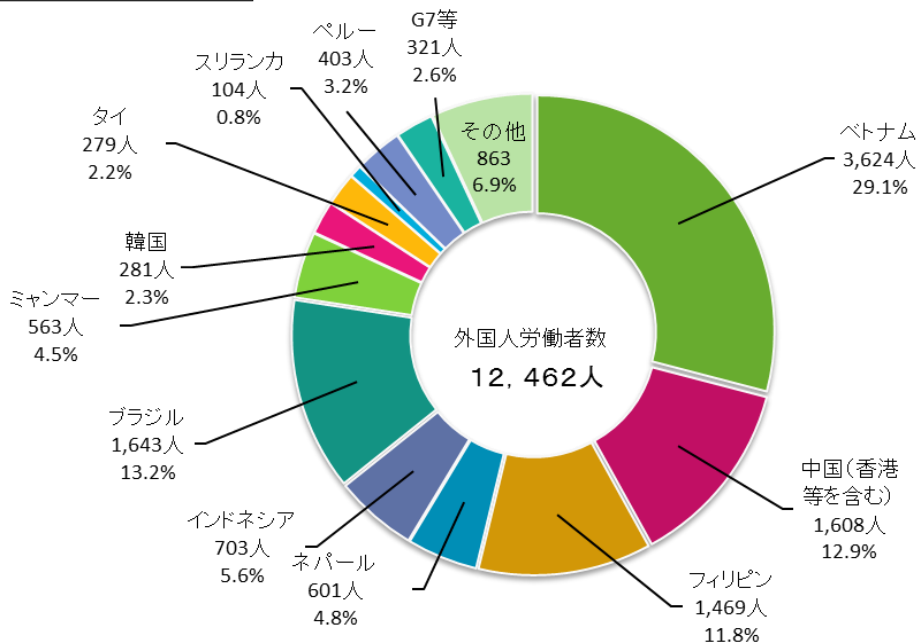
【別表2】



2 外国人労働者の属性

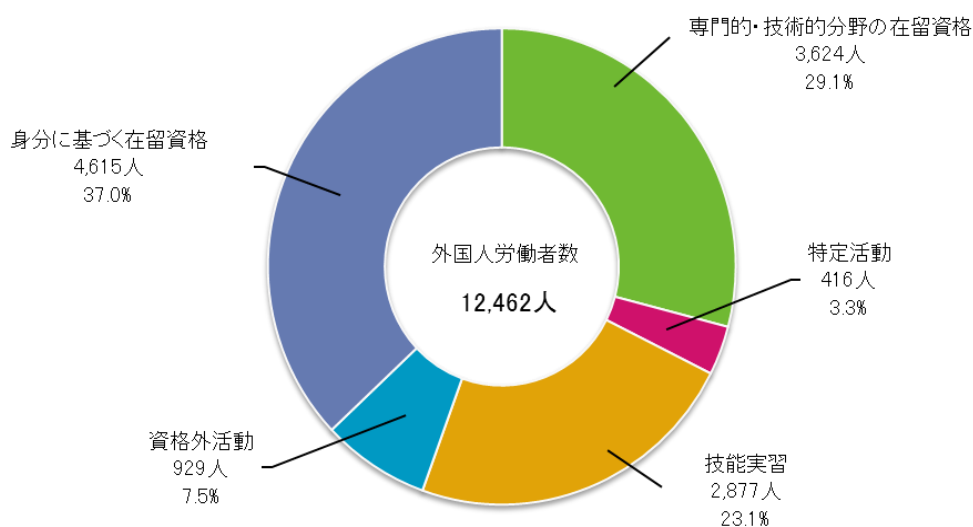
(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く外国人労働者数全体の 29.1%を占め、次いで、ブラジルが 13.2%、中国が 12.9%の順となっている。【図 2、別表 1】

図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く外国人労働者全体の 37.0%を占める。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格²」が 29.1%、「技能実習」が 23.1%の順となっている。【図 3、別表 1】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能 1号・2号」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、

ベトナムでは、「専門的・技術的分野の在留資格」が 45.6%、次いで「技能実習」が 38.4%、を占めている。

ブラジルでは、「身分に基づく在留資格」の割合が 99.1%となっている。

中国では、「身分に基づく在留資格」が 39.4%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 32.8%、フィリピンでは、「身分に基づく在留資格」が 66.0%、「技能実習」が 19.0%を占めている。

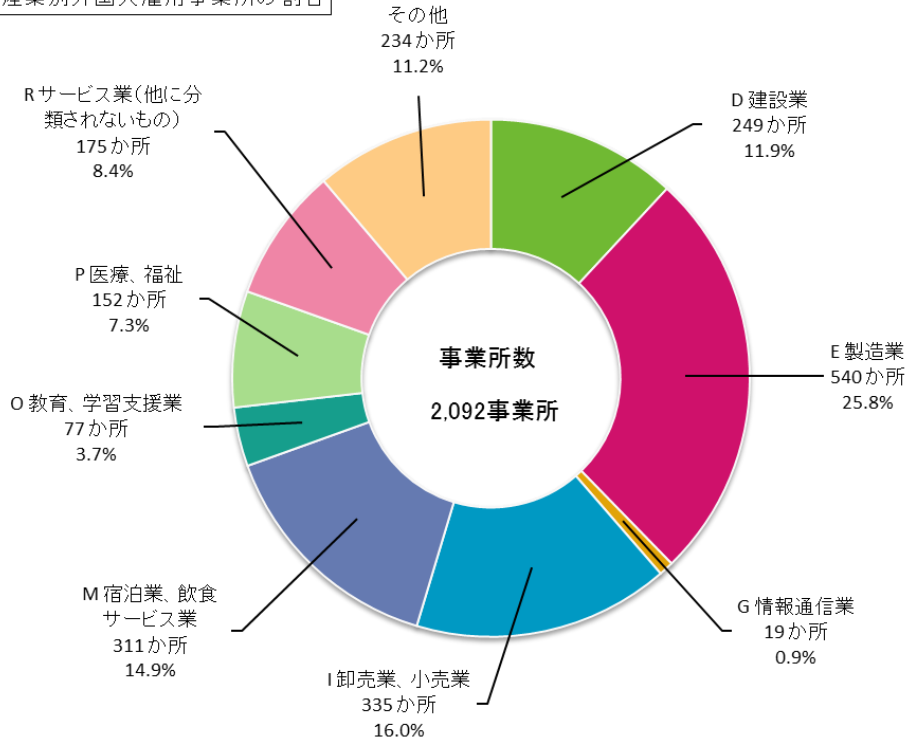
G7等³では、「専門的・技術的分野の在留資格」が 50.2%、「身分に基づく在留資格」が 38.3%を占めている【別表1】

³ G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

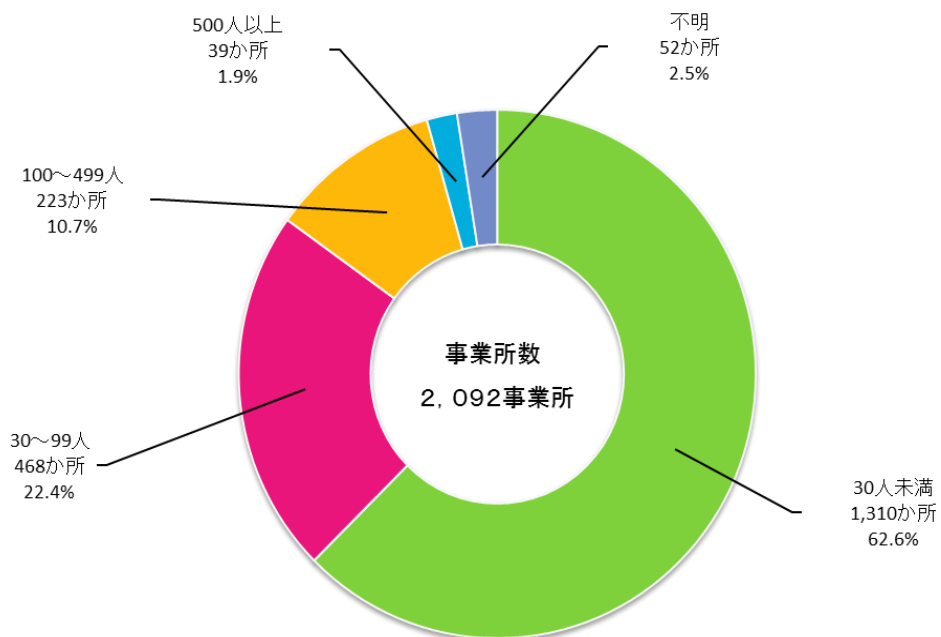
(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が25.8%、「卸売業、小売業」が16.0%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.9%の順となっている。【図4、別表2】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の62.6%を占めている。【図5、別表5】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

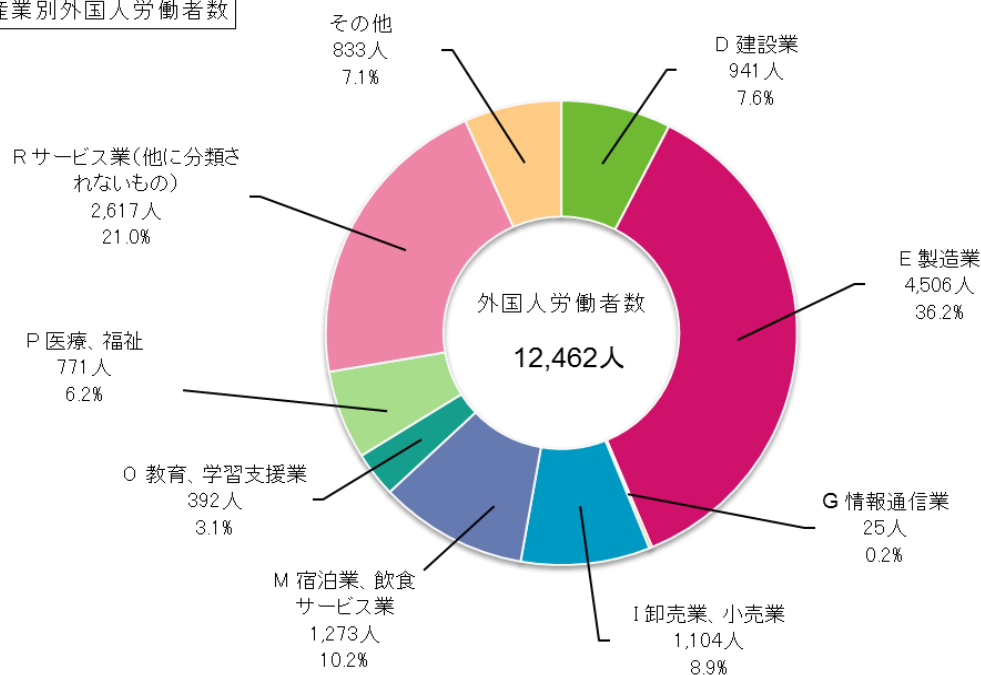


4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が36.2%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」⁴ 21.0%、「宿泊業、飲食サービス業」10.2%となっている。【図6、別表2】

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の4.0%にあたる180人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同86.3%にあたる2,259人となっている。【別表2】

図6 産業別外国人労働者数



また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」で44.3%、「宿泊業、飲食サービス業」で13.2%となっている。「技能実習」では、「製造業」が47.1%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「サービス業（他に分類されないもの）」が42.9%となっている。【別表3】

さらに、国籍別・産業別にみると、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、韓国、タイでは、「製造業」が最も高い割合を示し、ブラジル、ペルーでは「サービス業（他に分類されないもの）」が、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が、G7等では「教育、学習支援業」が最も高い割合を占めている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高い。【別表4】

(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者全体の36.9%を占めている。【別表5】

⁴「サービス業(他に分類されないもの)」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和6年10月末時点）

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数

[別表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表3] 在留資格別・産業別外国人労働者数

[別表4] 国籍別・産業別外国人労働者数

[別表5] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表6] 特定産業分野別外国人労働者数
(在留資格「特定技能」に限る)

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

[別表 1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（山梨労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明		
		計	うち技術・人文知識・国際業務			うち特定技能	計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等		うち永住者の配偶者等	うち定住者
全国籍計	12,462	3,624 (29.1%)	1,844 (14.8%)	1,336 (10.7%)	416 (3.3%)	2,877 (23.1%)	929 (7.5%)	666 (5.3%)	4,615 (37.0%)	2,725 (21.9%)	732 (5.9%)	112 (0.9%)	1,046 (8.4%)	1 (0.0%)
ベトナム	3,624 [29.1%]	1,653 (45.6%)	687 (19.0%)	899 (24.8%)	259 (7.1%)	1,393 (38.4%)	199 (5.5%)	124 (3.4%)	120 (3.3%)	43 (1.2%)	29 (0.8%)	23 (0.6%)	25 (0.7%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	1,608 [12.9%]	527 (32.8%)	378 (23.5%)	36 (2.2%)	17 (1.1%)	131 (8.1%)	299 (18.6%)	254 (15.8%)	634 (39.4%)	471 (29.3%)	88 (5.5%)	29 (1.8%)	46 (2.9%)	0 (0.0%)
フィリピン	1,469 [11.8%]	177 (12.0%)	43 (2.9%)	82 (5.6%)	15 (1.0%)	279 (19.0%)	28 (1.9%)	23 (1.6%)	970 (66.0%)	639 (43.5%)	156 (10.6%)	20 (1.4%)	155 (10.6%)	0 (0.0%)
ネパール	601 [4.8%]	309 (51.4%)	261 (43.4%)	33 (5.5%)	4 (0.7%)	140 (23.3%)	131 (21.8%)	40 (6.7%)	17 (2.8%)	9 (1.5%)	5 (0.8%)	0 (0.0%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)
インドネシア	703 [5.6%]	218 (31.0%)	41 (5.8%)	173 (24.6%)	35 (5.0%)	388 (55.2%)	25 (3.6%)	21 (3.0%)	37 (5.3%)	19 (2.7%)	8 (1.1%)	0 (0.0%)	10 (1.4%)	0 (0.0%)
ブラジル	1,643 [13.2%]	7 (0.4%)	5 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	7 (0.4%)	7 (0.4%)	1,628 (99.1%)	731 (44.5%)	250 (15.2%)	14 (0.9%)	633 (38.5%)	0 (0.0%)
ミャンマー	563 [4.5%]	115 (20.4%)	42 (7.5%)	70 (12.4%)	14 (2.5%)	404 (71.8%)	27 (4.8%)	26 (4.6%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
韓国	281 [2.3%]	88 (31.3%)	66 (23.5%)	0 (0.0%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	22 (7.8%)	11 (3.9%)	167 (59.4%)	131 (46.6%)	25 (8.9%)	1 (0.4%)	10 (3.6%)	0 (0.0%)
タイ	279 [2.2%]	19 (6.8%)	12 (4.3%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	22 (7.9%)	12 (4.3%)	11 (3.9%)	225 (80.6%)	141 (50.5%)	47 (16.8%)	3 (1.1%)	34 (12.2%)	0 (0.0%)
スリランカ	104 [0.8%]	62 (59.6%)	52 (50.0%)	9 (8.7%)	4 (3.8%)	10 (9.6%)	14 (13.5%)	8 (7.7%)	14 (13.5%)	6 (5.8%)	4 (3.8%)	2 (1.9%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)
ペルー	403 [3.2%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	403 (100.0%)	289 (71.7%)	17 (4.2%)	10 (2.5%)	87 (21.6%)	0 (0.0%)
G7等 (注4)	321 [2.6%]	161 (50.2%)	59 (18.4%)	3 (0.9%)	5 (1.6%)	0 (0.0%)	32 (10.0%)	30 (9.3%)	123 (38.3%)	66 (20.6%)	50 (15.6%)	2 (0.6%)	5 (1.6%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	161 [1.3%]	99 (61.5%)	25 (15.5%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	4 (2.5%)	4 (2.5%)	57 (35.4%)	27 (16.8%)	27 (16.8%)	0 (0.0%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)
うちイギリス	38 [0.3%]	14 (36.8%)	6 (15.8%)	0 (0.0%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	22 (57.9%)	13 (34.2%)	8 (21.1%)	0 (0.0%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)
その他	863 [6.9%]	288 (33.4%)	198 (22.9%)	30 (3.5%)	57 (6.6%)	110 (12.7%)	133 (15.4%)	111 (12.9%)	274 (31.7%)	180 (20.9%)	51 (5.9%)	8 (0.9%)	35 (4.1%)	1 (0.1%)

注1：「」内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入して

いるため、合計が100%にならない場合がある。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（山梨労働局）

令和6年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	2,092	126	[6.0%]	100.0%	12,462	2,559	[20.5%]	100.0%
A 農業、林業	56	0	[0.0%]	2.7%	190	0	[0.0%]	1.5%
うち 農業	54	0	[0.0%]	2.6%	188	0	[0.0%]	1.5%
B 漁業	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	[0.0%]	0.0%	1	0	[0.0%]	0.0%
D 建設業	249	2	[0.8%]	11.9%	941	16	[1.7%]	7.6%
E 製造業	540	30	[5.6%]	25.8%	4,506	180	[4.0%]	36.2%
うち 食料品製造業	57	0	[0.0%]	2.7%	1,782	0	[0.0%]	14.3%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	12	0	[0.0%]	0.6%	43	0	[0.0%]	0.3%
うち 繊維工業	17	1	[5.9%]	0.8%	162	18	[11.1%]	1.3%
うち 金属製品製造業	64	0	[0.0%]	3.1%	277	0	[0.0%]	2.2%
うち 生産用機械器具製造業	23	2	[8.7%]	1.1%	198	9	[4.5%]	1.6%
うち 電気機械器具製造業	46	6	[13.0%]	2.2%	390	34	[8.7%]	3.1%
うち 輸送用機械器具製造業	28	2	[7.1%]	1.3%	254	14	[5.5%]	2.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	[50.0%]	0.1%	4	3	[75.0%]	0.0%
G 情報通信業	19	1	[5.3%]	0.9%	25	1	[4.0%]	0.2%
H 運輸業、郵便業	47	1	[2.1%]	2.2%	187	2	[1.1%]	1.5%
I 卸売業、小売業	335	4	[1.2%]	16.0%	1,104	28	[2.5%]	8.9%
J 金融業、保険業	5	1	[20.0%]	0.2%	13	1	[7.7%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	12	0	[0.0%]	0.6%	21	0	[0.0%]	0.2%
L 学術研究、専門・技術サービス業	22	2	[9.1%]	1.1%	57	4	[7.0%]	0.5%
M 宿泊業、飲食サービス業	311	2	[0.6%]	14.9%	1,273	6	[0.5%]	10.2%
うち 宿泊業	108	1	[0.9%]	5.2%	597	5	[0.8%]	4.8%
うち 飲食店	197	1	[0.5%]	9.4%	667	1	[0.1%]	5.4%
N 生活関連サービス業、娯楽業	49	3	[6.1%]	2.3%	233	31	[13.3%]	1.9%
O 教育、学習支援業	77	2	[2.6%]	3.7%	392	2	[0.5%]	3.1%
P 医療、福祉	152	2	[1.3%]	7.3%	771	18	[2.3%]	6.2%
うち 医療業	37	0	[0.0%]	1.8%	171	0	[0.0%]	1.4%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	114	2	[1.8%]	5.4%	598	18	[3.0%]	4.8%
Q 複合サービス事業	6	0	[0.0%]	0.3%	17	0	[0.0%]	0.1%
R サービス業（他に分類されないもの）	175	74	[42.3%]	8.4%	2,617	2,259	[86.3%]	21.0%
うち 自動車整備業	18	0	[0.0%]	0.9%	65	0	[0.0%]	0.5%
うち 職業紹介・労働者派遣業	60	54	[90.0%]	2.9%	1,702	1,669	[98.1%]	13.7%
うち その他の事業サービス業	68	18	[26.5%]	3.3%	767	583	[76.0%]	6.2%
S 公務（他に分類されるものを除く）	29	1	[3.4%]	1.4%	105	8	[7.6%]	0.8%
T 分類不能の産業	5	0	[0.0%]	0.2%	5	0	[0.0%]	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 在留資格別・産業別外国人労働者数（山梨労働局）

令和6年10月末時点

(単位：人)

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
		構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数	構成比 (注2)	数
総数	12,462	7.6%	941	36.2%	0.2%	25	8.9%	1,104	10.2%	392	6.2%	771	3.1%	2,617	21.0%		
①専門的・技術的分野の 在留資格 (注3)	3,624	3.4%	125	44.3%	0.3%	11	7.8%	283	13.2%	216	6.5%	430	6.0%	430	11.9%		
うち技術・人文知識国際業務	1,844	3.7%	68	31.5%	0.6%	11	11.4%	210	19.8%	95	0.3%	388	5.2%	388	21.0%		
うち特定技能	1,336	4.1%	55	66.2%	0.0%	0	4.3%	58	3.4%	0	15.1%	39	0.0%	39	2.9%		
②特定活動 (注4)	416	13.9%	58	43.8%	0.0%	0	1.7%	7	11.8%	2	19.5%	32	0.5%	32	7.7%		
③技能実習	2,877	20.4%	586	47.1%	0.2%	5	7.4%	213	2.2%	0	9.3%	132	0.0%	132	4.6%		
④資格外活動	929	0.3%	3	7.8%	0.1%	1	28.1%	261	46.7%	52	2.8%	44	5.6%	44	4.7%		
うち留学	666	0.0%	0	1.8%	0.2%	1	31.8%	212	50.6%	50	2.3%	17	7.5%	17	2.6%		
⑤身分に基づく在留資格	4,615	3.7%	169	28.0%	0.2%	8	7.4%	340	5.4%	122	3.5%	1,979	2.6%	1,979	42.9%		
うち永住者	2,725	3.6%	98	30.5%	0.3%	7	8.9%	242	5.9%	77	4.6%	966	2.8%	966	35.4%		
うち日本人の配偶者等	732	2.0%	15	29.1%	0.0%	0	6.4%	47	7.0%	38	1.9%	310	5.2%	310	42.3%		
うち永住者の配偶者等	112	8.0%	9	19.6%	0.0%	0	5.4%	6	2.7%	3	0.9%	65	2.7%	65	58.0%		
うち定住者	1,046	4.5%	47	21.3%	0.1%	1	4.3%	45	3.3%	4	2.0%	638	0.4%	638	61.0%		
⑥不明	1	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表 4] 国籍別・産業別外国人労働者数（山梨労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全産業計		うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）		
	うち派遣・請負事業所 （注2）	【比率】 （注2）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	
全国籍計	12,462	2,559	20.5%	941	7.6%	4,506	36.2%	25	0.2%	1,104	8.9%	1,273	10.2%	392	3.1%	771	6.2%	2,617	21.0%
ベトナム	3,624	390	10.8%	388	10.7%	1,980	54.6%	1	0.0%	288	7.9%	207	5.7%	8	0.2%	157	4.3%	396	10.9%
中国 （香港、マカオを含む）	1,608	173	10.8%	57	3.5%	500	31.1%	10	0.6%	316	19.7%	273	17.0%	85	5.3%	41	2.5%	188	11.7%
フィリピン	1,469	374	25.5%	64	4.4%	574	39.1%	0	0.0%	117	8.0%	97	6.6%	23	1.6%	86	5.9%	400	27.2%
ネパール	601	43	7.2%	13	2.2%	39	6.5%	0	0.0%	35	5.8%	272	45.3%	9	1.5%	151	25.1%	65	10.8%
インドネシア	703	69	9.8%	180	25.6%	255	36.3%	5	0.7%	41	5.8%	42	6.0%	3	0.4%	72	10.2%	44	6.3%
ブラジル	1,643	1,001	60.9%	50	3.0%	428	26.0%	1	0.1%	58	3.5%	36	2.2%	7	0.4%	21	1.3%	997	60.7%
ミャンマー	563	12	2.1%	66	11.7%	228	40.5%	0	0.0%	26	4.6%	58	10.3%	0	0.0%	150	26.6%	10	1.8%
韓国	281	35	12.5%	5	1.8%	97	34.5%	5	1.8%	37	13.2%	25	8.9%	12	4.3%	25	8.9%	47	16.7%
タイ	279	92	33.0%	10	3.6%	95	34.1%	0	0.0%	14	5.0%	34	12.2%	5	1.8%	3	1.1%	101	36.2%
スリランカ	104	8	7.7%	13	12.5%	16	15.4%	0	0.0%	21	20.2%	26	25.0%	1	1.0%	7	6.7%	11	10.6%
ペルー	403	207	51.4%	21	5.2%	88	21.8%	1	0.2%	31	7.7%	9	2.2%	1	0.2%	16	4.0%	204	50.6%
G7等（注4）	321	13	4.0%	2	0.6%	22	6.9%	0	0.0%	12	3.7%	37	11.5%	153	47.7%	5	1.6%	11	3.4%
うちアメリカ	161	6	3.7%	1	0.6%	8	5.0%	0	0.0%	6	3.7%	4	2.5%	81	50.3%	4	2.5%	5	3.1%
うちイギリス	38	1	2.6%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	1	2.6%	4	10.5%	23	60.5%	0	0.0%	0	0.0%
その他	863	142	16.5%	72	8.3%	184	21.3%	2	0.2%	108	12.5%	157	18.2%	85	9.8%	37	4.3%	143	16.6%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所【比率】」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表5] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（山梨労働局）

令和6年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数		構成比 (注4)		外国人労働者数		構成比 (注4)		一事業所あたりの 外国人労働者数	
	うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注1)	126 [6.0%]	うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注2)	12,462 [20.5%]	2,559 [18.6%]	856 [25.6%]	6.0	20.3	うち派遣・請負 事業所 (注3)	
全事業所規模計	2,092	126 [6.0%]	12,462	100.0%	2,559 [20.5%]	856 [18.6%]	6.0	20.3		
事業所 労働者数	1,310	51 [3.9%]	4,595	62.6%	4,595 [18.6%]	856 [25.6%]	3.5	16.8		
30人未満	468	46 [9.8%]	3,677	22.4%	3,677 [9.8%]	941 [25.6%]	7.9	20.5		
30～99人	223	29 [13.0%]	2,382	10.7%	2,382 [13.0%]	762 [32.0%]	10.7	26.3		
100～499人	39	0 [0.0%]	1,635	1.9%	1,635 [0.0%]	0 [0.0%]	41.9	-		
500人以上	52	0 [0.0%]	173	2.5%	173 [0.0%]	0 [0.0%]	3.3	-		
不明										

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等ではない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表6] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（山梨労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	特定産業 分野 (注) 計	介護	ビルク リーニン グ	工業製品 製造業	建設	造船・ 船用工 業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	1,336	201	4	166	59	0	14	0	9	63	4	757	59

注： 特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（令和6年法務省令第46号）において定められた16分野をいう。

なお、令和6年9月30日付けで特定技能1号の分野の追加（「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」）及び分野名の変更（「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から「工業製品製造業」）が行われている。

[参考-2]外国人雇用事業所数(産業別・事業所規模別)

(単位:所、%)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率	
事業所総数	7.8%	1,444	12.0%	1,618	9.0%	1,763	7.8%	1,900	10.1%	2,092
建設業	15.2%	152	15.1%	175	12.0%	196	13.3%	222	12.2%	249
製造業	3.0%	451	6.0%	478	4.4%	499	4.4%	521	3.6%	540
情報通信業	125.0%	9	55.6%	14	14.3%	16	12.5%	18	5.6%	19
卸売業、小売業	11.8%	209	19.1%	249	8.4%	270	6.7%	288	16.3%	335
宿泊業、飲食サービス業	10.7%	196	12.2%	220	15.0%	253	10.3%	279	11.5%	311
教育、学習支援業	-1.6%	61	3.3%	63	9.5%	69	4.3%	72	6.9%	77
医療、福祉	26.5%	86	17.4%	101	25.7%	127	5.5%	134	13.4%	152
サービス業(他に分類されないもの)	7.3%	133	12.0%	149	2.7%	153	7.2%	164	6.7%	175
その他	0.0%	147	15.0%	169	6.5%	180	12.2%	202	15.8%	234
30人未満	9.1%	848	15.6%	980	8.6%	1,064	8.5%	1,154	13.5%	1,310
30～99人	6.7%	349	7.7%	376	8.2%	407	9.3%	445	5.2%	468
100～499人	6.8%	173	4.0%	180	5.6%	190	12.6%	214	4.2%	223
500人以上	7.7%	28	3.6%	29	34.5%	39	-7.7%	36	8.3%	39
不明	-2.1%	46	15.2%	53	18.9%	63	-19.0%	51	2.0%	52

注1:各年10月末時点。

注2:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

[参考-3]外国人労働者数(国籍別)

(単位:人、%)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率	
外国人労働者総数	8,360	2.4%	9,208	10.1%	10,433	13.3%	11,227	7.6%	12,462	11.0%
ベトナム	1,936	15.2%	2,191	13.2%	2,641	20.5%	3,019	14.3%	3,624	20.0%
中国(香港、マカオを含む)	1,455	0.6%	1,539	5.8%	1,583	2.9%	1,545	-2.4%	1,608	4.1%
フィリピン	1,146	-6.5%	1,233	7.6%	1,358	10.1%	1,451	6.8%	1,469	1.2%
ネパール	185	14.2%	227	22.7%	324	42.7%	410	26.5%	601	46.6%
インドネシア	224	4.7%	223	-0.4%	349	56.5%	557	59.6%	703	26.2%
ブラジル	1,666	0.8%	1,800	8.0%	1,919	6.6%	1,796	-6.4%	1,643	-8.5%
ミャンマー	148	20.3%	180	21.6%	284	57.8%	406	43.0%	563	38.7%
韓国	256	-2.7%	262	2.3%	279	6.5%	278	-0.4%	281	1.1%
タイ	223	-17.7%	279	25.1%	272	-2.5%	291	7.0%	279	-4.1%
スリランカ	47	0.0%	59	25.5%	68	15.3%	76	11.8%	104	36.8%
ペルー	358	-8.9%	411	14.8%	398	-3.2%	377	-5.3%	403	6.9%
G7等	249	-0.4%	265	6.4%	297	12.1%	301	1.3%	321	6.6%
うちアメリカ	134	-6.3%	136	1.5%	146	7.4%	152	4.1%	161	5.9%
うちイギリス	27	-15.6%	30	11.1%	34	13.3%	36	5.9%	38	5.6%
その他	467	6.6%	539	15.4%	661	22.6%	720	8.9%	863	19.9%

注1: 各年10月末時点。

注2: G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[参考-4]外国人労働者数(在留資格別・産業別)

(単位:人、%)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		
	対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		
外国人労働者総数		8,360	2.4%	9,208	10.1%	10,433	13.3%	11,227	7.6%	12,462	11.0%
専門的・技術的分野の在留資格		1,268	22.5%	1,550	22.2%	2,216	43.0%	2,789	25.9%	3,624	29.9%
うち技術・人文知識・国際業務		972	22.4%	1,124	15.6%	1,290	14.8%	1,517	17.6%	1,844	21.6%
うち特定技能		23	-	151	556.5%	586	288.1%	882	50.5%	1,336	51.5%
特定活動		107	-13.0%	175	63.6%	281	60.6%	305	8.5%	416	36.4%
技能実習		1,991	0.8%	1,880	-5.6%	2,121	12.8%	2,567	21.0%	2,877	12.1%
資格外活動		678	-3.4%	787	16.1%	884	12.3%	789	-10.7%	929	17.7%
うち留学		507	-6.5%	563	11.0%	663	17.8%	554	-16.4%	666	20.2%
身分に基づく在留資格		4,316	-0.3%	4,816	11.6%	4,931	2.4%	4,777	-3.1%	4,615	-3.4%
うち永住者		2,445	-1.3%	2,751	12.5%	2,793	1.5%	2,780	-0.5%	2,725	-2.0%
うち日本人の配偶者等		757	2.2%	858	13.3%	838	-2.3%	789	-5.8%	732	-7.2%
うち永住者の配偶者等		95	-3.1%	113	18.9%	104	-8.0%	108	3.8%	112	3.7%
うち定住者		1,019	0.4%	1,094	7.4%	1,196	9.3%	1,100	-8.0%	1,046	-4.9%
不明		0	-	0	-	0	-	0	-	1	-
建設業		504	22.0%	559	10.9%	708	26.7%	846	19.5%	941	11.2%
製造業		3,096	3.5%	3,171	2.4%	3,715	17.2%	4,120	10.9%	4,506	9.4%
情報通信業		10	66.7%	19	90.0%	20	5.3%	24	20.0%	25	4.2%
卸売業、小売業		845	10.7%	930	10.1%	983	5.7%	1,056	7.4%	1,104	4.5%
宿泊業、飲食サービス業		656	-0.3%	754	14.9%	888	17.8%	963	8.4%	1,273	32.2%
教育、学習支援業		289	2.5%	323	11.8%	362	12.1%	357	-1.4%	392	9.8%
医療、福祉		243	18.5%	355	46.1%	526	48.2%	614	16.7%	771	25.6%
サービス業(他に分類されないもの)		2,143	-6.2%	2,532	18.2%	2,624	3.6%	2,519	-4.0%	2,614	3.8%
その他		574	2.0%	565	-1.6%	607	7.4%	728	19.9%	836	14.8%

注1:各年10月末時点。

注2:在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。

注3:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。